

被災した中小企業向けの融資制度

東日本大震災で被害を受け、事業活動に支障をきたしている県内中小企業者の本格的な復旧・復興活動を支援するため、「みやぎ中小企業復興特別資金」を用意しています。

- 融資対象者** ※新規融資は一部例外を除き沿岸部市町に限定されます。
東日本大震災により被害を受けた県内の中小企業者で、次のいずれかに該当する方
- (1)直接被害:施設・設備、事業用資産の損壊等が発生していること
→市町村長が発行する罹災証明書等(東日本大震災の被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)の交付を受けた方
 - (2)間接被害:震災発生後の最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少していること
→市町村長が発行する「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた方

■融資条件

- (1)融資限度額 8,000万円(運転資金・設備資金)
- (2)融資利率 固定年1.5%
- (3)償還期間 15年以内(据置3年以内)
- (4)償還方法 原則月賦均等返済
- (5)保証人・担保 保証人:原則として法人代表者以外不要 担保:必要に応じて徴求
- (6)信用保証 信用保証協会の保証付き 保証料年0.5%

■取扱期間

令和8年3月31日(融資実行分)まで

■取扱金融機関

県内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫の本店及び支店

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班(宮城県庁14階)

・電話 022-211-2744 ・メール syokokink@pref.miyagi.lg.jp

被災中小企業者対策資金利子補給事業

東日本大震災に係る県の制度融資を利用している中小企業者に対して利子補給を行うことで、負担を軽減し、早期の復旧・復興を支援します。

■対象となる中小企業者

みやぎ中小企業復興特別資金を利用し、罹災証明書等の交付を受けている直接被災した事業者

■利子補給の概要

- 1 対象融資限度額 1企業 3,000万円以内
 - 2 利子補給率 融資利率年1.5%に相当する額
 - 3 補給期間 借入日から3年間
 - 4 補給回数 年2回 上期分(1~6月分)と下期分(7~12月分)
- ※ 利子補給金の合計額は、1企業135万円を上限とします。

お問い合わせ・相談窓口

宮城県経済商工観光部 商工金融課 商工金融班(宮城県庁14階)

・電話 022-211-2744 ・メール syokokink@pref.miyagi.lg.jp

東日本大震災復興特別貸付

震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者を対象とした政府系金融機関の融資制度です。

日本政策金融公庫は、東日本大震災により被害を受けた中小企業等を対象とした「東日本大震災復興特別貸付」を取り扱っています。

下記のリンクをご参照のうえ、詳しくは、日本政策金融公庫の支店窓口までお問い合わせください。

【東日本大震災復興特別貸付URL】

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/shinsaikashitsuke.html>

日本政策金融公庫 お問い合わせ・相談窓口

| | | |
|-------|----------|----------------------|
| ■仙台支店 | 国民生活第一事業 | 0570-005843 (ナビダイヤル) |
| | 国民生活第二事業 | 0570-005864 (ナビダイヤル) |
| | 中小企業事業 | 022-223-8141 |
| ■石巻支店 | 国民生活事業 | 0570-006709 (ナビダイヤル) |

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)

商工会・商工会議所などの経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で日本政策金融公庫から融資を受けられる制度です。

日本政策金融公庫国民生活事業では、商工会・商工会議所などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる「マル経融資(小規模事業者経営改善資金)」を取り扱っています。

下記のリンクをご参照のうえ、詳しくは、最寄りの商工会・商工会議所までお問い合わせください。

【マル経融資(小規模事業者経営改善資金)URL】

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

小規模企業共済による支援

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業を止めたり、退職した場合に備えて資金を準備しておく、いわば「経営者の退職金制度」です。

■加入できる方及び毎月の掛け金

常時使用する従業員が 20 人以下(商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)は 5 人以下)の個人事業主及び会社、企業組合、協業組合、農事組合法人等の役員の方々が加入できます。

なお、毎月の掛け金は 1,000 円から 7 万円(500 円単位)の間で自由に選ぶことができます。

■共済金の受け取り

共済金は廃業時・退職時に受け取れます。満期はありません。

■共済金の貸付及び貸付条件

納付した掛金合計額の範囲内で事業資金等の貸付が受けられます(担保・保証人不要)。

お問い合わせ・相談窓口

中小企業基盤整備機構 共済相談室 電話 050-5541-7171

・最寄りの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会及び取引金融機関などで加入申し込みができます。

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)

中小企業基盤整備機構による「経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)」は万一取引先事業者が倒産し売掛金等の回収が困難になった場合、資金を借りられる制度です。

■加入できる方及び毎月の掛け金

引き続き1年以上事業を行っている中小企業者の方で法人、個人を問いません。また、企業組合や協業組合のほか、事業協同組合、商工組合等で共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合も加入できます。

なお、毎月の掛け金は 5,000 円から 20 万円(5,000 円単位)の間で自由に選ぶことができます。

■共済金の貸付及び貸付条件

共済に加入後 6 か月以上を経過し、取引先事業者が倒産し売掛金債権等の回収が困難になった場合に貸付を受けることができます。貸付金額は、8,000 万円を限度とし、共済掛金の 10 倍までとなります。また、貸付条件は、無担保、無保証で返還期間は、6 か月の据置期間を含む 5~7 年間、毎月均等償還となります。

お問い合わせ・相談窓口

最寄りの商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び取引金融機関などで加入申し込みができます。